

長浜市除雪機械購入補助事業の概要

○補助対象者
自治会等

○補助対象事業

自治会等が自主的に行う、道路交通確保のための除雪作業に必要な除雪機械の購入に対し、補助金を交付します。

○補助対象機械

歩行式除雪専用機械及び車両系積込装置付建設機械とします。

(例)



歩行式除雪専用機械



車両系積込装置付建設機械

※歩行式除雪専用機械：歩行式でロータリーによって雪をかき込みシューターによって飛ばす除雪機械です。

※車両系積込装置付建設機械：ホイールローダーと呼ばれるバケット装置のついた建設機械です。バックホウ・フォークリフト・農耕用トラクター等は補助対象になりません。

○補助機械台数

1 自治会等あたり最大2台とします。

※除雪路線延長が 100m以上、1km 未満であれば1台、1km 以上であれば2台とします。

ただし、木之本・余呉・西浅井地区、上草野地域^{※1}については、除雪路線延長を2倍して換算します。

※当該補助事業は、1台につき1度受けていただくと、10年間はご利用いただけません。

○補助対象経費

補助金の額は、除雪機械1台の購入価格の2分の1以内とし、150万円を上限とします。

ただし、木之本・余呉・西浅井地区、上草野地域^{※1}については、除雪機械1台の購入金額の3分の2以内とし、300万円を上限とします。

○その他

1. 限られた予算内で、未充足の自治会及び昨年度お申込み頂きましたが事業採択できなかった自治会優先での交付となりますので、申請頂いても採択できないことがあります。ご了承ください。
2. 当該補助事業で購入した除雪機械の維持管理は、購入した自治会等で実施いただきます。
3. 購入機械の機体に、「令和〇年度 長浜市除雪機械購入補助金 〇〇町自治会」と明記が必要です。(機体に印字等してください。)
4. ^{※1}豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯又は特別豪雪地帯の指定区域であり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は山村振興法（昭和45年法律第64号）に基づく指定区域です。

除雪機械購入補助事業の流れ

(自治会等) 補助金等交付申請書の提出

- 補助金等交付申請書
 - 除雪計画書
 - 見積書
 - 除雪機械の形状が判明できる書類（カタログ等）
 - ※中古車でカタログがない場合は除雪車両の写真で結構です（車体に標記された型式がわかるように撮影してください。）。
 - 除雪路線図
 - ※インターネット等の公開されている地図で構いません。除雪路線がわかるように記載してください。
- ↓
- (市) 補助金等交付申請書の内容審査
- ↓
- (市) 補助金等交付決定通知書の発送
- ↓

(自治会等) 事業着手（除雪機械の購入）

- ※必ず補助金等交付決定通知書受領後に事業着手（購入）してください。
 - 交付決定前に除雪機械を購入されますと、補助金の交付ができません。
- ↓

(自治会等) 補助事業等実績報告書の提出

- 補助事業等実績報告書
 - 収支決算書
 - 除雪機械の写真
 - 領収書の写し
- ↓
- (市) 補助事業等実績報告書の内容審査
- ↓
- (市) 補助金等交付確定通知書の送付
- ↓

(自治会等) 補助金等交付請求書の提出

- 補助金等交付請求書
- ↓
- (市) 補助金の支払

【留意事項】

- ・当該計画に変更のある際は、早急に変更計画書をご提出ください。
- ・各種様式は長浜市ホームページからダウンロードしていただけます。
- ・補助金のお支払いは、原則事業完了後となります。